

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年1月13日
【四半期会計期間】	第5期第3四半期（自平成21年9月1日至平成21年11月30日）
【会社名】	株式会社セブン&アイ・ホールディングス
【英訳名】	Seven & i Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 村田 紀敏
【本店の所在の場所】	東京都千代田区二番町8番地8
【電話番号】	(03)6238 - 3000(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部シニアオフィサー 清水 明彦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区二番町8番地8
【電話番号】	(03)6238 - 3000(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部シニアオフィサー 清水 明彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期 第3四半期 連結累計期間	第5期 第3四半期 連結会計期間	第4期
会計期間	自平成21年3月1日 至平成21年11月30日	自平成21年9月1日 至平成21年11月30日	自平成20年3月1日 至平成21年2月28日
営業収益 (百万円)	3,816,181	1,269,776	5,649,948
経常利益 (百万円)	170,446	51,981	279,306
四半期(当期)純利益(百万円)	69,348	25,660	92,336
純資産額 (百万円)	-	1,807,751	1,860,672
総資産額 (百万円)	-	3,610,637	3,727,060
1株当たり純資産額 (円)	-	1,923.99	1,975.95
1株当たり四半期(当期)純利益 金額 (円)	76.76	28.40	100.54
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	76.74	28.39	100.54
自己資本比率 (%)	-	48.1	47.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	210,322	-	310,007
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	98,746	-	139,568
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	128,812	-	169,755
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	-	647,427	663,483
従業員数 (名)	-	54,034	54,486

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 営業収益には消費税等(消費税および地方消費税をいう。以下同じ。)は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、関係会社の異動につきましては、「第1 企業の概況 3 . 関係会社の状況」に記載しております。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間における、関係会社の異動は以下のとおりです。

（合併）

当社の連結子会社である株式会社ロビンソン百貨店は、平成21年9月1日付で当社の連結子会社である株式会社そごう・西武に吸収合併され解散いたしました。これに伴い、当第3四半期連結会計期間より株式会社ロビンソン百貨店は連結子会社に該当しなくなりました。

また、当社の連結子会社である株式会社ミレニアムキャストリングは、平成21年9月1日付で当社の持分法適用関連会社であるアイング株式会社に吸収合併され解散いたしました。これに伴い、当第3四半期連結会計期間より株式会社ミレニアムキャストリングは連結子会社に該当しなくなりました。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年11月30日現在

従業員数（名）	54,034 【87,656】
---------	-----------------

（注）従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に1日8時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年11月30日現在

従業員数（名）	390 【17】
---------	----------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に1日8時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産及び受注の状況
該当事項はありません。

(2) 仕入の状況

当第3四半期連結会計期間における仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	仕入高(百万円)	前年同期比(%)
コンビニエンスストア事業	316,208	-
スーパーストア事業	353,551	-
百貨店事業	168,739	-
フードサービス事業	6,643	-
金融関連事業	1,830	-
その他の事業	3,611	-
計	850,585	-

(注) 1 上記仕入実績は、連結会社間の取引高を消去した金額となっております。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売の状況

当第3四半期連結会計期間における売上実績(営業収益のうちの売上高)を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	売上高(百万円)	前年同期比(%)
コンビニエンスストア事業	419,037	-
スーパーストア事業	472,942	-
百貨店事業	213,469	-
フードサービス事業	19,475	-
金融関連事業	1,892	-
その他の事業	4,808	-
計	1,131,625	-

(注) 1 当社の連結子会社であります株式会社セブン・イレブン・ジャパンのチェーン全店売上高は、693,844百万円であります。上表コンビニエンスストア事業の売上高には、このうち自営店売上高のみが含まれております。なお、加盟店売上高(チェーン全店売上高から自営店売上高を差引いた金額)を加えた場合、上表合計金額は、1,794,407百万円になります。

2 上記売上実績は、連結会社間の取引高を消去した金額となっております。

3 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態及び経営成績の分析】

当社グループに関する財政状態および経営成績の分析・検討内容は、原則として四半期連結財務諸表に基づいて分析した内容であります。

なお、文中における将来に関する事項は、第3四半期報告書提出日において、当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間における小売業を取り巻く環境は、雇用情勢の悪化や所得の減少から生活防衛意識や節約志向が一段と高まるなど個人消費は厳しさを増して推移いたしました。更に、衣料品に加えて食料品や生活雑貨等の生活必需品における市場価格の低下が顕著となるなど、依然として厳しい環境が継続いたしました。

このような環境の中、当第3四半期連結会計期間における営業収益は、主に7-Eleven, Inc.におけるガソリン単価の大幅な下落と円高による影響により1,269,776百万円となりました。営業利益は、金融関連事業は増益となったものの、主に国内における小売事業が総じて厳しく推移したことにより52,514百万円となりました。また、経常利益は51,981百万円、四半期純利益は25,660百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間の事業の種類別セグメントの営業概況は以下のとおりであります。

コンビニエンスストア事業

国内におきましては、株式会社セブン・イレブン・ジャパンが平成21年11月末時点で37都道府県において12,521店舗（第2四半期連結会計期間末比54店舗増）を展開しております。平成21年11月には京浜急行電鉄株式会社との業務提携により、京急線駅構内へのセブン・イレブン店舗の展開を開始いたしました。販売面では、グループのプライベートブランド商品「セブンプレミアム」の販売を拡大するとともに、平成21年11月には品質を維持しながら消費期限の延長を実現したチルド弁当の販売を本格的に開始するなど、身近で便利なお店を目指した取り組みを推進いたしました。しかしながら、taspo（タスポ）の導入から1年以上経過したことに加え、経済環境の悪化により既存店売上高伸び率は弱含みで推移いたしました。

北米におきましては、7-Eleven, Inc.が平成21年9月末時点でフランチャイズ店の4,480店舗（第2四半期連結会計期間末比75店舗増）を含む6,260店舗（同45店舗増）を展開しております。売上高はガソリン単価の大幅な下落と円高により減収となったものの、ファスト・フード商品やプライベートブランド商品の開発および販売に引き続き注力したことに加え、タバコの小売価格の上昇による押し上げ効果もあり、ドルベースの米国既存店商品売上高は堅調に推移いたしました。

中国におきましては、セブン・イレブン北京有限会社が平成21年9月末時点で87店舗（第2四半期連結会計期間末比8店舗増）を展開しており、その内2店舗は天津市内にて運営しております。また、平成21年4月には上海市内におきましてエリアライセンス（限定されたエリアでセブン・イレブンを運営するライセンスを与えられた企業）による店舗展開を開始いたしました。いずれのエリアにおきましても、地元のお客様のニーズを捉え、売上は好調に推移いたしました。

なお、コンビニエンスストア事業におきましては、会計基準の変更に伴い当第3四半期連結会計期間の7-Eleven, Inc.に係るのれん償却額が1,837百万円増加しております。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間のコンビニエンスストア事業の営業収益は524,202百万円、営業利益は48,119百万円となりました。

スーパーストア事業

国内の総合スーパーにおきましては、株式会社イトーヨーカ堂が平成21年11月末時点で178店舗（第2四半期連結会計期間末比2店舗増）を運営しております。平成21年9月には「ららぽーと新三郷」内に、当社グループのセブン・イレブンやアカチャンホンポ、ロフトとともに、食品スーパーマーケット型の店舗「食品館イトーヨーカドー」を開店いたしました。また、新業態の店舗である“生活応援型”のディスカウントストア「ザ・ブライス」は、平成21年11月に開店した同業態初の新店を含め、11店舗体制となりました。販売面では、景気低迷に加え、節約志向の高まりと市場価格の大幅な低下の影響を受けたことなどにより、衣料品分野を中心に売上は弱含みで推移いたしました。

国内の食品スーパーにおきましては、平成21年11月末時点で株式会社ヨークベニマルが東北地方を中心に164店舗（第2四半期連結会計期間末比5店舗増）、株式会社ヨークマートが首都圏に62店舗（同1店舗増）を運営しております。肉食志向に対応した生鮮食品の強化や「セブンプレミアム」の積極的な販売に努めたものの、東北地方を中心とした経済環境は厳しさを増しており、特に夏場以降の売上は弱含みで推移いたしました。

中国におきましては、平成21年9月末時点で北京市に総合スーパー9店舗（第2四半期連結会計期間末比1店舗増）と食品スーパー1店舗、四川省成都市に総合スーパー3店舗をそれぞれ展開しており、特に成都市におきましては、好調な売上を継続いたしました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間のスーパーストア事業の営業収益は481,698百万円、営業利益は705百万円となりました。

百貨店事業

百貨店事業における事業基盤と経営体質の強化を目的として、平成21年8月に株式会社ミレニアムリテイリング、株式会社そごう、株式会社西武百貨店の3社を合併し、存続会社である株式会社そごうの商号を株式会社そごう・西武に変更するとともに、平成21年9月には株式会社ロビンソン百貨店を吸収合併いたしました。従来の会社別の組織管理から基幹店舗を中心とした地域別の組織に変更するなど、経営の効率化と店舗における競争力の強化を推進する体制を構築いたしました。

都心部の店舗につきましては、最大の基幹店舗である「西武池袋本店」を中心に積極的な店舗改装による売場の活性化と営業力の強化を図りました。また、郊外型の店舗につきましては、百貨店の枠組みを越えた複合商業施設を確立し、店舗の競争力を高めてまいります。その一例といたしまして、平成21年9月には「西武東戸塚店」におきまして有力専門店を活用したショッピングセンター型の運営を導入いたしました。更に、資産効率の向上に向けた取り組みといたしまして、平成21年8月末の「そごう心齋橋店」の閉鎖に続き、平成21年9月末に「西武札幌店」を閉鎖いたしました。しかしながら、景気低迷による消費マインドの冷え込みや市場価格の下落の影響を大きく受け、衣料品や美術・宝飾品などの高額商品を中心に売上は厳しいまま推移いたしました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間の百貨店事業の営業収益は216,772百万円、営業損失は3,374百万円となりました。

フードサービス事業

国内におきましては、経費削減による収益性の改善を進めており、レストラン事業部門におきまして不採算店舗を中心に店舗の閉鎖を実施いたしました。一方販売面では、値頃感のあるメニュー開発の強化や株式会社セブン・イレブン・ジャパンとの共同販促など、客数の増加に向けた取り組みを推進するとともに、「地域限定メニュー」の導入や平日のランチメニューを個店対応に切り替えるなど、地域対応の強化を図りました。しかしながら、外食業界を取り巻く厳しい環境などにより売上は低迷いたしました。

中国におきましては、セブン&アイ・レストラン（北京）有限公司が平成21年7月より北京市内における店舗展開を開始いたしました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間のフードサービス事業の営業収益は19,820百万円、営業損失は1,357百万円となりました。

金融関連事業

株式会社セブン銀行におきましては、グループ内外へのATMの設置を拡大するとともに、ATMの利便性を高めるサービスを順次拡大いたしました。これらの結果、平成21年11月末時点のATM設置台数が14,293台（第2四半期連結会計期間末比156台増）まで拡大するとともに、当第3四半期連結累計期間中の1日1台当たり平均利用件数につきましても115.4件と好調に推移いたしました。なお、新たな金融サービスといたしまして、平成22年1月より個人向けローンサービスの開始を予定しております。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間の金融関連事業の営業収益は28,025百万円、営業利益は8,152百万円となりました。

その他の事業

株式会社セブンカルチャーネットワークにおきましては、イトーヨーカドーと西武百貨店の文化教育事業を引き継ぎ、新たに旅行事業を融合させた新しいサービスを開始いたしました。同社が取り扱う日帰りイベントのチケットを一都三県のセブン・イレブンの店舗で販売するなど、グループのインフラを活用した取り組みを推進いたしました。

なお、当社グループにおきましては、これまでネット通販事業への本格参入に向けた準備を進めてまいりましたが、平成21年12月にセブンアンドワイ株式会社を株式会社セブンネットショッピングに商号変更するとともに、グループのネット通販サイトとして「セブンネットショッピング」のサービスを開始いたしました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間のその他の事業の営業収益は8,344百万円、営業利益は291百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

日本

当第3四半期連結会計期間においては、経済環境の悪化や節約志向の高まりと市場価格の大幅な低下の影響を受け、依然売上は厳しいまま推移いたしました。各事業におきましては、新たな取組みや競争力の強化を推進する体制を構築してまいりましたが、総合スーパーの衣料品分野および百貨店における衣料や美術・宝飾品などの高額商品などの販売が不調に終わり、営業収益は861,923百万円、営業利益は40,320百万円となりました。

北米

当第3四半期連結会計期間においては、7-Eleven,Inc.においてガソリン単価の大幅な下落や円高の影響を受けましたが、ファスト・フード商品やプライベートブランド商品の開発および販売に注力した結果、営業収益は390,625百万円となりました。営業利益は、会計基準の変更に伴うのれんの償却額が1,837百万円増加したものの、11,845百万円となりました。

その他の地域

当第3四半期連結会計期間においては、中国における総合スーパーの売上が好調を維持した結果、営業収益は18,065百万円、営業利益は333百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、第2四半期連結会計期間末に比べ71,257百万円減少し647,427百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の減少は3,655百万円となりました。これは、税金等調整前四半期純利益は46,855百万円となりましたが、法人税等の支払額が62,397百万円あったことおよび株式会社そごう・西武などにおけるクレジット販売の増加等により、売上債権の増加額が21,401百万円となったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の増加は、15,134百万円となりました。これは、店舗の新規出店や改装などに伴う有形固定資産の取得による支出が31,920百万円となった一方、株式会社そごう・西武におけるそごう心斎橋店の売却による入金等により、有形固定資産の売却による収入が23,517百万円となったことおよび定期預金の払戻による収入が35,206百万円あったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の減少は、81,311百万円となりました。これは、主に株式会社イトーヨーカ堂において社債の償還による支出が50,265百万円あったことおよび配当金の支払額が24,934百万円となったこと等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、株式会社そごう・西武は、そごう心齋橋店を売却しております。
その主要な設備は、次のとおりであります。

国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				有形固定資産			無形固定資産		合計	
				建物および 構築物	器具備品お よびその他	土地 (面積㎡)	借地権	ソフト ウェア		
株式会社 そごう・ 西武	そごう 心齋橋店 大阪府大阪 市中央区	百貨店事業	店舗等	16,426	760	20,517 (6,350)	-	-	37,704	-

(2) 設備の新設、除却等の計画

重要な設備計画の完了

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等の完了は、次のとおりであります。

重要な設備の新設等の計画の完了

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	投資額 (百万円)	完了年月
株式会社セブン・ イレブン・ジャパン	東京都他	コンビニエンス ストア事業	店舗新設・改装、ソ フトウェア等	13,836	平成21年9月 ～平成21年11月
7-Eleven, Inc.	米国 テキサス州	コンビニエンス ストア事業	店舗新設・改装、ソ フトウェア等	9,527	平成21年7月 ～平成21年9月
株式会社 イトーヨーカ堂	食品館新三郷店 埼玉県三郷市	スーパーストア 事業	店舗新設	753	平成21年9月
株式会社 イトーヨーカ堂	ザ・プライス せんげん台店 埼玉県越谷市	スーパーストア 事業	店舗新設	434	平成21年11月
株式会社 ヨークベニマル	福島県他	スーパーストア 事業	店舗新設・改装等	4,511	平成21年9月 ～平成21年11月
株式会社セブン&アイ ・フードシステムズ	東京都他	フードサービス 事業	店舗新設・改装等	187	平成21年9月 ～平成21年11月
株式会社セブン銀行	東京都他	金融関連事業	A T M等	3,497	平成21年9月 ～平成21年11月

重要な設備の除却等の計画の完了

「(1) 主要な設備の状況」に記載のとおり、平成21年9月に株式会社そごう・西武のそごう心齋橋店を売却しております。

なお、当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設等について、重要な変更はありません。

重要な設備の新設等

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設等は、次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
株式会社 イトーヨーカ堂	アリオ深谷店 (仮称) 埼玉県深谷市	スーパーストア 事業	店舗新設	4,206	21	自己資金	平成21年10月	平成22年11月

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,500,000,000
計	4,500,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年1月13日)	上場金融商品取引所名 又は 登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	906,441,983	906,441,983	東京証券取引所市場第一部	単元株式数 100株
計	906,441,983	906,441,983	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成22年1月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第1回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)

平成20年5月22日開催の定時株主総会および平成20年7月8日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年11月30日)
新株予約権の数(個)	159
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	15,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成21年5月1日 至平成40年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,070 資本組入額 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役 会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによる。
- (3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第1回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が「第1回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第2回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成20年5月22日開催の定時株主総会および平成20年7月8日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年11月30日)
新株予約権の数(個)	840
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	84,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成21年8月7日 至平成50年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,113 資本組入額 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによる。
- (3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第2回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- 4 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件
新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。
なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。
当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
新株予約権者が「第2回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (9) 新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第3回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成21年5月28日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年11月30日)
新株予約権の数(個)	240
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	24,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成22年2月28日 至平成41年6月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,045 資本組入額 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによる。

(3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第3回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件
新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。
なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。
当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
新株予約権者が「第3回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (9) 新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第4回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成21年5月28日開催の定時株主総会および同日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,297
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	129,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成22年2月28日 至平成51年6月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,111 資本組入額 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによる。
- (3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第4回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が「第4回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年9月1日～ 平成21年11月30日	-	906,441	-	50,000	-	875,496

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年8月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成21年11月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 2,970,400	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 902,717,800	9,027,163	-
単元未満株式	普通株式 753,783	-	-
発行済株式総数	906,441,983	-	-
総株主の議決権	-	9,027,163	-

（注）「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,300株および名義人以外から株券喪失登録のある株式が200株含まれております。

なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数13個および名義人以外から株券喪失登録のある株式に係る議決権の数2個が含まれておりません。

【自己株式等】

平成21年11月30日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 （株）	他人名義 所有株式数 （株）	所有株式数 の合計 （株）	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 （％）
（自己株式） 株式会社セブン&アイ・ ホールディングス	東京都千代田区 二番町8番地8	2,970,400	-	2,970,400	0.33
計	-	2,970,400	-	2,970,400	0.33

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高（円）	2,320	2,355	2,465	2,425	2,345	2,380	2,260	2,210	2,030
最低（円）	1,901	2,065	2,180	2,200	2,055	2,160	2,055	1,986	1,877

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当第3四半期連結会計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年3月1日から平成21年11月30日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日 内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年3月1日から平成21年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年11月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	598,541	650,949
受取手形及び売掛金	145,292	116,902
営業貸付金	72,681	78,042
有価証券	109,024	94,824
商品及び製品	174,116	167,135
仕掛品	156	14
原材料及び貯蔵品	2,318	2,384
前払費用	32,376	28,584
繰延税金資産	28,355	28,656
その他	207,905	233,928
貸倒引当金	5,129	4,321
流動資産合計	1,365,641	1,397,102
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	490,434	510,945
工具、器具及び備品(純額)	137,446	146,174
土地	521,388	525,022
建設仮勘定	43,408	40,147
その他(純額)	113	136
有形固定資産合計	1,192,792	1,222,427
無形固定資産		
のれん	238,699	318,945
ソフトウェア	36,604	37,674
その他	63,603	65,026
無形固定資産合計	338,907	421,647
投資その他の資産		
投資有価証券	163,429	140,149
長期貸付金	19,882	14,270
前払年金費用	13,469	16,486
差入保証金	437,811	442,416
建設協力金	15,376	13,298
繰延税金資産	23,320	22,966
その他	46,588	46,405
貸倒引当金	6,673	10,291
投資その他の資産合計	713,205	685,701
固定資産合計	2,244,905	2,329,776
繰延資産		
創立費	90	182
繰延資産合計	90	182
資産合計	3,610,637	3,727,060

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年11月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年2月28日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	330,499	297,783
短期借入金	182,400	191,100
1年内返済予定の長期借入金	98,798	103,352
1年内償還予定の社債	20,385	50,592
未払法人税等	22,788	53,311
未払費用	100,752	78,622
預り金	114,694	120,038
販売促進引当金	15,287	16,601
賞与引当金	4,864	15,705
商品券回収損引当金	4,537	6,024
銀行業における預金	173,853	165,712
その他	148,060	156,083
流動負債合計	1,216,921	1,254,927
固定負債		
社債	190,066	180,448
長期借入金	215,448	249,685
コマーシャル・ペーパー	17,317	18,688
繰延税金負債	37,310	44,094
退職給付引当金	4,051	3,510
役員退職慰労引当金	2,473	3,480
長期預り金	56,420	60,276
その他	62,876	51,274
固定負債合計	585,964	611,459
負債合計	1,802,886	1,866,387
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	576,072	576,074
利益剰余金	1,196,846	1,246,165
自己株式	9,267	9,277
株主資本合計	1,813,652	1,862,962
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,665	247
繰延ヘッジ損益	525	622
為替換算調整勘定	76,547	77,398
評価・換算差額等合計	75,407	77,773
新株予約権	721	391
少数株主持分	68,784	75,092
純資産合計	1,807,751	1,860,672
負債純資産合計	3,610,637	3,727,060

(2) 【 四半期連結損益計算書 】
【 第 3 四半期連結累計期間 】

(単位 : 百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)
営業収益	3,816,181
売上高	3,392,149
売上原価	2,494,165
売上総利益	897,983
その他の営業収入	¹ 424,032
営業総利益	1,322,016
販売費及び一般管理費	² 1,151,363
営業利益	170,653
営業外収益	
受取利息	4,071
持分法による投資利益	1,108
その他	3,308
営業外収益合計	8,488
営業外費用	
支払利息	4,892
社債利息	1,737
その他	2,064
営業外費用合計	8,694
経常利益	170,446
特別利益	
固定資産売却益	485
投資有価証券売却益	523
その他	947
特別利益合計	1,957
特別損失	
固定資産廃棄損	3,969
減損損失	12,661
その他	6,495
特別損失合計	23,126
税金等調整前四半期純利益	149,277
法人税、住民税及び事業税	75,532
法人税等調整額	5,782
法人税等合計	69,749
少数株主利益	10,179
四半期純利益	69,348

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)	
営業収益	1,269,776
売上高	1,131,625
売上原価	831,951
売上総利益	299,674
その他の営業収入	¹ 138,150
営業総利益	437,825
販売費及び一般管理費	² 385,310
営業利益	52,514
営業外収益	
受取利息	1,343
持分法による投資利益	446
その他	787
営業外収益合計	2,578
営業外費用	
支払利息	1,641
社債利息	527
その他	941
営業外費用合計	3,110
経常利益	51,981
特別利益	
固定資産売却益	120
その他	222
特別利益合計	342
特別損失	
固定資産廃棄損	1,578
減損損失	3,562
その他	327
特別損失合計	5,468
税金等調整前四半期純利益	46,855
法人税、住民税及び事業税	22,555
法人税等調整額	4,276
法人税等合計	18,279
少数株主利益	2,916
四半期純利益	25,660

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	149,277
減価償却費	98,276
減損損失	12,661
受取利息	4,071
支払利息及び社債利息	6,630
持分法による投資損益(は益)	1,108
固定資産売却益	485
固定資産廃棄損	3,969
売上債権の増減額(は増加)	29,149
営業貸付金の増減額(は増加)	5,361
たな卸資産の増減額(は増加)	7,482
仕入債務の増減額(は減少)	33,372
預り金の増減額(は減少)	5,723
銀行業における借入金の純増減(は減少)	26,000
銀行業における社債の純増減(は減少)	30,000
銀行業における預金の純増減(は減少)	8,141
銀行業におけるコールローンの純増減(は増加)	30,000
銀行業におけるコールマネーの純増減(は減少)	11,500
ATM未決済資金の純増減(は増加)	39,358
その他	38,691
小計	321,665
利息及び配当金の受取額	3,761
利息の支払額	6,907
法人税等の支払額	108,197
営業活動によるキャッシュ・フロー	210,322
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	112,594
有形固定資産の売却による収入	41,175
無形固定資産の取得による支出	9,073
投資有価証券の取得による支出	214,617
投資有価証券の売却による収入	189,362
貸付けによる支出	6,187
貸付金の回収による収入	577
差入保証金の差入による支出	22,731
差入保証金の回収による収入	21,949
預り保証金の受入による収入	2,094
預り保証金の返還による支出	4,366
その他	15,664
投資活動によるキャッシュ・フロー	98,746

(単位:百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自平成21年3月1日
至平成21年11月30日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	8,700
長期借入れによる収入	35,000
長期借入金の返済による支出	47,851
コマーシャル・ペーパーの発行による収入	203,451
コマーシャル・ペーパーの償還による支出	204,697
社債の償還による支出	50,592
配当金の支払額	51,121
少数株主への配当金の支払額	2,091
その他	2,210
財務活動によるキャッシュ・フロー	128,812
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,742
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	15,495
現金及び現金同等物の期首残高	663,483
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	560
現金及び現金同等物の四半期末残高	647,427

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 第1四半期連結会計期間より、株式会社セブンインターネットラボ、セブン&アイ・レストラン(北京)有限公司を設立、第2四半期連結会計期間より株式会社セブンヘルスケアを設立し、連結子会社が3社増加しております。また、株式会社ミレニアムリテイリング、株式会社西武百貨店は第2四半期連結会計期間において、株式会社そごうを存続会社として3社合併したため、連結の範囲から除外しております。当第3四半期連結会計期間において、株式会社ロビンソン百貨店は株式会社そごう・西武に吸収合併され、株式会社ミレニアムキャストリングはアイング株式会社に吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 82社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用関連会社 第2四半期連結会計期間より、株式会社セブンファーム富里は新たに株式を取得したため、持分法適用の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社の数 14社</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として売価還元法による低価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として売価還元法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。</p> <p>これによる当第3四半期連結累計期間の営業利益および経常利益への影響は軽微であり、税金等調整前四半期純利益は1,323百万円減少しております。</p>

	<p>当第3四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)</p>
	<p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。</p> <p>これにより、期首の利益剰余金が67,126百万円減少しております。また、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益は、それぞれ5,578百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(3) リース取引に関する会計基準の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用できることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。これによる損益への影響は軽微であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)
1. たな卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、第2四半期連結会計期間末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。
2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年11月30日)	前連結会計年度末 (平成21年2月28日)
有形固定資産の減価償却累計額 1,190,638百万円	有形固定資産の減価償却累計額 1,155,608百万円

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)												
1 株式会社セブン・イレブン・ジャパンの加盟店からの収入306,249百万円は、その他の営業収入に含まれております。この収入の対象となる加盟店売上高は2,020,017百万円であります。												
2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。												
<table> <tr> <td>宣伝装飾費</td> <td>77,951 百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員給与・賞与</td> <td>304,859 百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>4,831百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>13,957百万円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td>192,005百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>93,883 百万円</td> </tr> </table>	宣伝装飾費	77,951 百万円	従業員給与・賞与	304,859 百万円	賞与引当金繰入額	4,831百万円	退職給付費用	13,957百万円	地代家賃	192,005百万円	減価償却費	93,883 百万円
宣伝装飾費	77,951 百万円											
従業員給与・賞与	304,859 百万円											
賞与引当金繰入額	4,831百万円											
退職給付費用	13,957百万円											
地代家賃	192,005百万円											
減価償却費	93,883 百万円											

当第3四半期連結会計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)												
1 株式会社セブン・イレブン・ジャパンの加盟店からの収入100,520百万円は、その他の営業収入に含まれております。この収入の対象となる加盟店売上高は662,781百万円であります。												
2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。												
<table> <tr> <td>宣伝装飾費</td> <td>28,539 百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員給与・賞与</td> <td>96,147百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>4,831百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>4,525百万円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td>63,902 百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>31,847 百万円</td> </tr> </table>	宣伝装飾費	28,539 百万円	従業員給与・賞与	96,147百万円	賞与引当金繰入額	4,831百万円	退職給付費用	4,525百万円	地代家賃	63,902 百万円	減価償却費	31,847 百万円
宣伝装飾費	28,539 百万円											
従業員給与・賞与	96,147百万円											
賞与引当金繰入額	4,831百万円											
退職給付費用	4,525百万円											
地代家賃	63,902 百万円											
減価償却費	31,847 百万円											

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年11月30日現在) (百万円)	
現金及び預金	598,541
有価証券勘定に含まれる譲渡性預金	109,000
預入期間が3か月を超える 定期預金及び譲渡性預金	60,114
現金及び現金同等物	647,427

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年11月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年3月1日至平成21年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 906,441千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,981千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 633百万円
連結子会社 88百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年5月28日 定時株主総会	普通株式	26,200	29	平成21年2月28日	平成21年5月29日	利益剰余金
平成21年10月1日 取締役会	普通株式	25,297	28	平成21年8月31日	平成21年11月13日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成21年9月1日至平成21年11月30日)

	コンビニエンスストア (百万円)	スーパー ストア (百万円)	百貨店 (百万円)	フード サービス (百万円)	金融関連 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益および営業損益									
営業収益									
(1) 外部顧客に対する 営業収益	524,031	480,548	216,631	19,555	22,747	6,262	1,269,776	-	1,269,776
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	170	1,150	141	265	5,278	2,082	9,088	(9,088)	-
計	524,202	481,698	216,772	19,820	28,025	8,344	1,278,864	(9,088)	1,269,776
営業利益又は 営業損失()	48,119	705	3,374	1,357	8,152	291	52,536	(22)	52,514

当第3四半期連結累計期間(自平成21年3月1日至平成21年11月30日)

	コンビニエンスストア (百万円)	スーパー ストア (百万円)	百貨店 (百万円)	フード サービス (百万円)	金融関連 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益および営業損益									
営業収益									
(1) 外部顧客に対する 営業収益	1,491,898	1,497,727	669,690	65,046	72,723	19,094	3,816,181	-	3,816,181
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	505	2,877	193	777	11,518	6,262	22,135	(22,135)	-
計	1,492,403	1,500,605	669,884	65,823	84,241	25,357	3,838,316	(22,135)	3,816,181
営業利益又は 営業損失()	147,110	3,394	2,243	2,046	23,762	956	170,934	(281)	170,653

(注) 1 事業の区分は、提供する商品とサービスおよび販売形態により区分しております。

2 各事業区分の主な内容

- | | |
|------------------|--|
| (1) コンビニエンスストア事業 | セブン・イレブンの名称による直営方式およびフランチャイズ方式によるコンビニエンスストア |
| (2) スーパーストア事業 | 総合スーパー、食品スーパー、専門店等 |
| (3) 百貨店事業 | 株式会社そごう・西武を中心とした百貨店事業 |
| (4) フードサービス事業 | レストラン事業、コントラクトフード事業(社員食堂、病院、学校などにおける給食サービスの受託)、ファストフード事業 |
| (5) 金融関連事業 | 銀行、クレジットカード、リース等 |
| (6) その他の事業 | IT事業、サービス等 |

3 会計処理の方法の変更

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3.(2)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方によった場合に比べて、「コンビニエンスストア」の当第3四半期連結累計期間の営業利益は5,578百万円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自平成21年9月1日至平成21年11月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益および営業損益						
営業収益						
(1) 外部顧客に対する 営業収益	861,839	389,871	18,065	1,269,776	-	1,269,776
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	84	754	-	838	(838)	-
計	861,923	390,625	18,065	1,270,614	(838)	1,269,776
営業利益	40,320	11,845	333	52,499	14	52,514

当第3四半期連結累計期間（自平成21年3月1日至平成21年11月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益および営業損益						
営業収益						
(1) 外部顧客に対する 営業収益	2,679,200	1,079,274	57,707	3,816,181	-	3,816,181
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	271	2,161	-	2,432	(2,432)	-
計	2,679,471	1,081,435	57,707	3,818,614	(2,432)	3,816,181
営業利益	144,813	23,839	1,953	170,606	46	170,653

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 その他の地域に属する国は、中国であります。

3 会計処理の方法の変更

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3.(2)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「北米」の当第3四半期連結累計期間の営業利益は5,578百万円減少しております。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間（自平成21年9月1日至平成21年11月30日）

	北米 (百万円)	その他の地域 (百万円)	合計 (百万円)
海外営業収益	389,871	18,065	407,936
連結営業収益	-	-	1,269,776
連結営業収益に占める 海外営業収益の割合(%)	30.7	1.4	32.1

当第3四半期連結累計期間（自平成21年3月1日至平成21年11月30日）

	北米 (百万円)	その他の地域 (百万円)	合計 (百万円)
海外営業収益	1,079,274	57,707	1,136,981
連結営業収益	-	-	3,816,181
連結営業収益に占める 海外営業収益の割合(%)	28.3	1.5	29.8

- (注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。
2 その他の地域に属する国は、中国であります。
3 海外営業収益は、連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高およびその他の営業収入の合計額であります。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年11月30日)		前連結会計年度末 (平成21年2月28日)	
1株当たり純資産額	1,923.99円	1株当たり純資産額	1,975.95円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第3四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	76.76円	1株当たり四半期純利益金額	28.40円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	76.74円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	28.39円

(注) 1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	69,348	25,660
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	69,348	25,660
期中平均株式数(千株)	903,458	903,460
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	2	0
(うち少数株主利益)	(2)	(0)
普通株式増加数(千株)	203	257

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成21年10月1日開催の取締役会におきまして、第5期中間配当を行うことについて次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額.....25,297百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....28円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成21年11月13日

(注) 平成21年8月31日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年1月13日

株式会社セブン&アイ・ホールディングス

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 輝夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 飯田 輝夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大谷 秋洋 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン&アイ・ホールディングスの平成21年3月1日から平成22年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年3月1日から平成21年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セブン&アイ・ホールディングス及び連結子会社の平成21年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。